

令和3年(ワ)第28700号 生物学上の親調査義務確認等請求事件
原告 江藏 智
被告 東京都

原告第5準備書面

2023年1月31日

東京地方裁判所民事第16部乙B係 御中

原告代理人弁護士 海 渡 雄 一

同 弁護士 小 川 隆太郎



標記事件について、原告は、本件取り違えによる原告への権利侵害、及び当該権利侵害を理由とする被告の調査義務について、以下のとおり弁論を準備する。

本準備書面は、国際人権法を専攻されている法政大学法学部教授である建石真公子先生のご教示を受け、原告代理人の責任においてまとめたものである。建石真公子先生からは関連する判例、国際人権基準、先例、海外の事例など多くのご教示と示唆を得た。ここに記して謝意を表するものである。

第1 子の出自を知る権利（子どもの権利条約7条、8条）

1 子の出自を知る権利は国際的にも国内的にも確立した権利であること

赤ちゃん取り違え事件においては、まず取り違えられた子の出自を知る権利に対する侵害が問題となる。

(1) 子の出自を知る権利は、国際的にも認められており、その重要性について、フランスのリモン・アンベールは次のとおり述べる¹。

¹ M. Limon, C. Imbert, Rapport sur l'adoption, Vers une éthique de l'adoption : donner une famille à un enfant - octobre 2019. https://www.observatoireparentalite.re/wp-content/uploads/2019/10/Rapport_sur_ladoption_Monique_Limon_Corinne_Imbert.pdf

「出自を探することは、アイデンティティ形成のプロセスを実行し、人生のプロジェクトの開発・構築を促すために必要不可欠なニーズである。自分のアイデンティティを築くプロセスが可能になり、自分の人生のプロジェクトを見直し作り上げることを促進するために不可欠な要素である。」

この権利には様々な側面がある。これを国際人権法と国内裁判例に基づいて以下分析する。

(2) 日本の裁判例においては、赤ちゃん取り違え事件に関して、次の5つの裁判例が存在する。各裁判例の権利に関する判示部分を以下のとおり抜粋する。

① 那覇地方裁判所沖縄支部 1979年9月20日判決・判時949号111頁

「過去6年間親が実の子に対して監護教育を行い、子が実の親からこれを受けるといふ相互の権利を侵害されたのみならず、子は「人格形成上重要な可塑性に富んだ期間を過ごした養家を突然離れ、心ならずも実の両親のもとでの新たな家庭の一員として養育されるという環境の激変に戸惑い、適応に苦しんでおり、しかも両家族においても実施と円滑な親子関係を形成すべく苦闘しながら、他方6年余膝下で養育した後心ならずも手放した子の将来を心から案じている事が認められ、この各親子の心痛は察するに余りあるうえ、本件事故が病院の初歩的、基本的な注意義務を懈怠した重大な過失により発生したことをも考慮すれば、その慰謝されるべき各親子の損害は多大である」

この判決では、第一に「親が実の子に対して監護教育を行い、子が実の親からこれを受け取る権利」、第二に「人格形成上重要な可塑性に富んだ期間を過ごした養家を突然離れ、心ならずも実の両親のもとでの新たな家庭の一員として養育されるという環境の激変に戸惑い、適応に苦しんで」いることから子が、人格形成上可塑性に富んだ期間を共に過ごした親のもとで成長することを侵害することが、民事上の損害と認識されており、子の幼年期に固有の不可逆の可塑性に基づいた親へのアタッチメントと信頼を保護される

権利ともいうべき権利について判示されている。

① 東京地方裁判所 2005 年 5 月 27 日判決・判時 1917 号 70 頁

「真実の子を育てる機会を奪われ、また真実の親との関係を一方的に断ち切られるという重大なもの」と判示されている。

② 東京高等裁判所 2006 年 10 月 12 日判決・判時 1978 号 17 頁

精神的苦痛について、原告らは、「真実の親子ではないのにそのことを知らないまま約 46 年間も経過したものである」、「いずれも真の親子との家庭生活を過ごすことが出来ず、今となつてはこの期間を取り戻すことはできないのであり、その期間が長期であるため、精神的損害は大きい」。「今後とも真実の親子を知る事が事実上極めて困難である。そのため、原告等が真の子、あるいは真の親と対面し、家族として生活を行うことは著しく困難な状況にあり、原告等の精神的苦痛は今後とも継続するとみられる」「人生を狂わされたと言ふことが出来る」と判示されている。

③ 東京高等裁判所 2010 年 9 月 6 日判決・判時 2095 号 49 頁

「・・・法的な親子関係の不存在を確認した原判決が確定すれば、B は E、F 夫婦との間の親子関係を否定され、かつ、実父母が誰であるのかわからない状態に陥り、B のアイデンティティは、いわば二重の危機にさらされることになる」と判示されている。

④ 東京地方裁判所 2013 年 11 月 26 日判決・判時 2221 号 62 頁

(A は D の愛情を受けて育つたと考えられるが) 「そのことによって真実の両親との交流を永遠に断たれてしまった衝撃と喪失感」と判示されている。

(3) これらの裁判例を分析すると、次の 4 つの権利が民事上、保護されていることが分かる。

第一に、真実の親を知る権利である。この権利は以下の 3 種の権利の前提となるものである。

第二に、真実の親に養育される権利（親子関係の権利）である（上記那覇地裁1979年判決、東京高裁2006年判決）。

第三に、アイデンティティを確立する権利である（上記那覇地裁1979年判決、東京高裁2010年判決）。

第四に、親族を知って、家族関係を形成する権利（家族生活の権利）である（上記東京地裁2005年、東京高裁2006年判決、東京地裁2013年判決）。

(4) 子どもの権利条約第7条1項は、「児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。」と定め、子の出自の知る権利を認めている。さらに同条約のコンメンタールでは、「子どもの権利条約第7条第1項は、児童が両親を知り、両親によって養育される権利を「可能な限り」保障するものである。したがって、可能であれば、子どもの未婚／非婚の父親も出生証明書に記載されなければならない。一方、子どもの権利条約第8条第1項によれば、未婚・非婚の父を出生届に記載しなければならない。一方、子どもの権利条約第8条第1項によれば、子どもの親としての認定は、生物学的血統の証明の提出に依存しない。子どもの権利条約第7条における「親」の意味は、生物学的あるいは性別二元論(性別には男と女しかないという考え)的、異性愛的な親の概念に限定されるものではなく、子どもの誕生と養育に妊娠、生物学的、社会的役割を果たすすべての人に及ぶものでなければならない。このことは、子どもには二人以上の親や養育者がいる可能性があり、そのような人物は異性関係にある必要はないことを意味している。子ども権利条約第7条第1項は、実際には、子どもたちが、自分たちの誕生と養育に妊娠上、生物学的または社会的なつながりを持つ人物の身元を知る権利を規定している。」(Stefanie Schmahl [2021] “United Nations Convention on the Rights of Child Article-by-Article Commentary”, Nomos ,140p)

当該条文及びコンメンタールによれば、国際法上も、上記の「真実の親に養育される権利」、「アイデンティティを確立する権利」及び「家族を知って、家族関係を形成する権利」並びにこれらの権利の前提として「真実の親を知る権利」が認められていることが分かる。

(4) 自由権規約と同種の条約であるヨーロッパ人権条約についてヨーロッパ人権裁判所が示した解釈においても、次のとおり、同様に子の出自を知る権利が認められている。

① ヨーロッパ人権裁判所 *Odievre v. France* 判決 (*Application no. 42326/98*)

2003年二月13日判決

本件は匿名出産に関する判決である。同判決は次のように述べている。

「人のアイデンティティの生物学的側面を、その人の社会的、身体的、道徳的、および心理的アイデンティティから隔離することは、いささか不自然であろう。したがって、個人のプライバシーの権利には、自分のアイデンティティの詳細を確立する権利が含まれると認められれば、この権利を効果的に享受できるかどうかは、遺伝的起源を含む個人の自己同一性にとって重要なあらゆる情報にアクセスできるかどうかにかかっていることになる。」

「自分の親を知る権利を含むアイデンティティに対する権利は、私生活の概念の不可欠な部分である。」

本判決については重要なので後に詳述することとする。

② ヨーロッパ人権裁判所 *Gaskin v. United Kingdom* 判決 1989年7月7日判決

本件は、里子となった者に真実の親を知る権利があるかどうか争われた事件の判決である。

(1) 事実関係

申請人である Gaskin 氏は、子供のころに里親に引き取られた。成人した彼は、自分の過去を知り、過失の結果として損害賠償を求める訴訟を地元当局に対して起こすために、自分がどこで、誰によって、どのような状況

で監護されていたかについて詳細な情報を得ようとした。しかし、裁判所は、事件記録の機密保持という公共の利益が、記録にアクセスするという申請者の私的利益を上回ると判断し、データへのアクセスは認められなかった。その後、地方自治体は、ファイルの提供者が開示に同意した場合、申請者のファイルの情報を利用できるようにすることを定めた決議を確認した。しかし、そのような同意は得られなかった。

(2) 訴え

申請者は、申請者のすべての事件記録へのアクセスを認めないことは、申請者の私生活上の権利を侵害すると訴えた。

(3) 裁判所の判決

裁判所は、申請者の事件記録へのアクセスを拒否したことは、適切ではなかったと判断した。したがって、申請者の私生活の権利は侵害されたと判断した。すなわち、ファイルの内容の機密性は、Contributor(里親に子どもを提供した人)の権利だけでなく、ケアを必要とする子どもたちの権利も保護することによって、児童ケアシステムの効果的な運用に貢献するためのものであった。

裁判所は、申請者のデータにアクセスする権利と他の人の権利のバランスをとり、次のように判断した。

申請者のような状況にある人は、自分の子供時代と初期の発達を知り、理解するために必要な情報を受け取ることに重大な関心を抱いている。

一方、公文書の機密性は、客観的で信頼できる情報を受け取るために重要であり、そのような機密性は、第三者の保護のためにも必要となりうるものである。

このような記録へのアクセスを提供者の同意に係らせる制度は、提供者

が回答しなかったり、同意を留保した場合に、独立した機関が最終的にアクセスを許可しなければならないかどうかを決定することを規定してこそ、適切であると見なされる。しかし、本事例では、そのような手続きは申請者には用意されていなかったと判断した。

そして、裁判所は、「私生活の尊重は、誰もが個々の人間としてのアイデンティティの詳細を確立できることが必要であり、原則として、具体的な正当化なしに、当局によってそのような極めて基本的な情報の提供が妨げられるべきではない。」と判断した。

このように、ヨーロッパ人権裁判所においては、子の出自を知る権利は、本人のアイデンティティに関わる権利であることが強調されていることが分かる。
(5) 以上のとおり、国際的にも国内的にも、子の出自を知る権利は確立された基本的人権であるといつてよい。

2 本件における子の出自を知る権利の性質

(1) 子が「出自を知る権利」の保護を必要とする場合は、本件のような、病院における取り違えの場合以外に、大別して次のような4つの場合があると考えられている。

- ① 第一に、特別養子縁組において、実親を知らされていない場合
- ② 第二に、生殖医療において、ドナーの精子あるいは卵子によって出生、または精子・卵子共に父母の配偶子でない場合の胚（受精卵）によって出生した子の場合
- ③ 第三に、イタリアで行われているような、出生証明に母の記載を必要としない匿名出産の場合
- ④ 第四に、熊本の慈恵病院が導入している、出生証明書には母の記載はないが、医療機関の一部職員に身元を明かし、医療機関が母親の情報を永年保存する内密出産と呼ばれるシステム（厚労省・法務省ガイドライン・甲★）で出生

したこの場合

子が、その出自（実親、実親の情報など）を知る、という意味では、それぞれに出自を知りたいことを希望する子の気持ち、また知ることができるか否かのプロセスにおいて、違いが見られる。この点につき以下に詳述する。

（2）特別養子縁組

この場合は、子は、自らの現在の親の戸籍を閲覧することができ、そこに「民法817条の2による裁判確定日」とあることにより、特別養子であることが明らかになる。そこから原戸籍を請求し、養子本人を筆頭者とする原戸籍を閲覧でき、原戸籍には『従前戸籍』の欄に実親の本籍地と氏名が書かれているため、子は実親を知ることができる。

このように特別養子縁組の場合には、子が出自を知る権利を有することは法律上確立している。

（3）生殖医療においてドナーの配偶子（精子または卵子）、ドナーの胚によって誕生した場合

現在の法制度では、精子提供、卵子提供、胚提供の何れの場合も、生殖医療におけるドナーの情報を知ることができない。この点については、新たな法制度の検討が進められている。

（4）匿名出産

匿名出産は、母親が名を明かさずに子を出産する制度で、新生児の殺害や遺棄を防ぐために合法化されてきた。出産を隠したい場合に医療機関がそれを認める制度である。イタリア、フランス、オーストリア、ルクセンブルグ、チェコに類似の制度が置かれている。ドイツも、2014年5月1日法により匿名出産を認めて合法化した。

ヨーロッパ人権裁判所は、匿名出産における「子の出自を知る権利」を認める方向で、フランスの事案に関して次のとおり判示した（*Odièvre c. France (arrêt au principal et satisfaction équitable)*, no 42326/98, CEDH 2003-I.）。

自分の家族の出自を知りたいという子どもの関心は、ヨーロッパ人権条約第8条で擁護されるプライバシーの権利の構成要素として認められている。しかし、「適切な医療条件のもとで出産することにより、女性の健康を守るために匿名であることの利益」にも留意している。そして、「フランス法の目的は、出産時の母子の健康を守ること、特に秘密の中絶や「無秩序な」遺棄を避けることである以上、一般的な利益もまた危うい」と強調する。したがって、生命尊重の権利は、フランスの制度が求める目的と異質なものではない。

「フランスの法律は、関係する利害の間の十分なバランスと比例を達成しようとするものである」。したがって、当裁判所は、出自を秘密にすることによって、各人が自らの歴史、実の親の選択、既存の家族の絆、養親に対する権利に関して生じる問題の複雑かつ繊細な性質のために、フランスが自国に与えなければならない裁量の余地を超えてはいないと考える。したがって、条約第8条の違反はなかった。

一方、2012年、ヨーロッパ人権裁判所はイタリアの匿名出産制度を条約違反とした (*Godelli v. Italy*, 201224)。イタリアの法律は、非特定情報へのアクセスすら規定しておらず、裁判所はこれを、権利保護の観点からは不釣り合いなものと考えた。

さらにヨーロッパ人権裁判所は、2008年に「実母、子、養子縁組家族のような多様な利益が存在する場合、子の最善の利益が優先されなければならない」とし、この利益には子が迅速に養子になることが含まれると述べている (*Kearns c. France (arrêt au principal)*, no 35991/04, CEDH 2008-I)。

日本では、匿名出産に該当する制度は現時点では存在しない。

(5) 内密出産

熊本の病院での内密出産の場合に関連して、2020年9月30日、子が出自を知る権利について、厚労省・法務省は、「妊婦がその身元情報を医療機関の一部

の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」と題するガイドラインを定めた。同ガイドラインは、子どもの出自を知る権利について次のように述べている。

「子どもの出自を知る権利について

「子どもの出自を知る権利」については、児童の権利に関する条約において、「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」（第7条第1項）との理念を定めている。児童福祉法の総則においても、児童の権利に関する条約の精神に則った理念が改めて規定されている。

(1) 母に対する説明について

上記規定の趣旨を踏まえ、妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産することを引き受ける意向を有する医療機関においては、少なくとも以下の措置を適切に行うこと。あわせて、当該意向を把握した都道府県等は、当該医療機関において以下の措置が適切に行われるよう指導すること。

① 妊婦の身元情報に関して、当該医療機関における管理者、管理する情報の範囲、管理方法、開示時期（※）、当該妊婦に生命の危険が生じた場合の身元情報の取扱い等を定めた規程を作成すること（規程の明文化）。

※ 母の身元情報の子どもに対する開示時期については、ドイツの制度においては、子どもが16歳に達した後に母の身元情報の開示を行うとされている。また、子どもが何歳に達した時点で母の身元情報の開示を可能とするかを、医療機関から母に対し説明し、開示と開示時期について同意を得ること。その上で、当該開示の有無と開示時期について、医療機関から児童相談所、児童相談所から子どもが入所している施設や養親等に伝達すること。

② 身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産することを希望する妊婦に対し、子どもの出自を知る権利の重要性や出産前後に母子が得られる支援の観点等について説明を行い、子どもへの身元情報の開示の意義

を伝えること。また、子どもの出自を知る権利を担保する観点から、可能であれば子どもへの手紙や、希望する子どもの名前、おもちゃ、物品その他子どもに託す物についても、医療機関等で管理することが可能な旨を説明し、母から提供があった場合には当該提供物について医療機関等で適切に管理し、子どもに引き継がれるようにすること。

③ ①の明文化された規程に基づき、当該妊婦から同意（※）を得た上で適切に管理すること。

※ 当該医療機関内で、当該妊婦の氏名等の身元情報を管理することに関する同意。その際、以下の事項についても説明すること。

- ・ 当該医療機関内で身元情報を管理できなくなった場合には、所管行政庁とも相談の上で、他の医療機関等への引継ぎを行う可能性があること

- ・ 出産前後で当該妊婦に生命の危険が生じた場合には、医師等の判断で、当該医療機関内で管理する妊婦の身元情報を元に、妊婦の親族に連絡する等、妊婦及びその子どもの最善の利益の観点から、必要な措置を講じる可能性があること

- ・ 当該妊婦に生命の危険が生じた場合など受入医療機関では対応できない状態で、他の医療機関への転院が必要な場合は、転院先の医療機関に当該医療機関内で管理する妊婦の身元を明かした上で、搬送を行うことがあること

④ 当該医療機関に対して子どもが開示請求を行った場合の開示の方法について、予め明文化された規程の中で定め、当該妊婦に説明すること。

(2) 子どもに対する説明について 上記規定の趣旨を踏まえ、妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産する場合においては、その子どもが将来出自を知りたいと考えたときに出自を知るための手続がとれるように、関係機関において以下の措置を適切に行うこと。なお、医療機関における母の身元情報の保存期間について、当該身元情報の開示のタイミングは当該母が身元情報の開示をその子ども

もが何歳に達した時点で認めるかに左右されることを考慮し、永年で保存することが望ましい。

- ① 医療機関から児童相談所に対し、出自を知る権利及び当該権利に基づく身元情報の開示方法、時期等を説明すること。
- ② ①の説明を受けた児童相談所から当該子どもが入所している施設や養親等に対し、出自を知る権利及び当該権利に基づく身元情報の開示方法、時期等を説明すること。
- ③ 医療機関における母の身元情報の管理等については、当該母の身元情報と、生まれた子どもを区別するための情報（例えば子どもの生年月日・性別・出産を担当した医師等の名前等。以下「特定情報」という。）を紐付けて管理すること。その上で、当該特定情報について、医療機関から児童相談所、児童相談所から当該子どもが入所している施設や養親等に伝達すること。また、当該特定情報により母の身元情報を開示する求めがあった場合に、適切な身元情報の開示が行われるよう、医療機関において当該身元情報と特定情報を紐付けて管理すること。

このガイドラインにおいては、国連の「子どもの権利条約」の「できる限り父母を知る権利」を踏まえ、生まれた子どもが将来、出自を知るための手続きを定めている点が重要である。具体的には、母親の氏名や住所、生年月日などの身元情報は、医療機関が永年保存し、子どもへの開示と開示時期については原則、母親から同意を得ることとした。開示に関する情報は、児童相談所を通じて、子どもの入所施設や養親に伝える方式がとられている。母親の同意のある場合には子の出自を知る権利を認めたものといえる。

(6) 小括

以上のような、子が親を知る権利に関するケース毎の状況を検討すると、ど

の場合についても、子が親を知る権利を保護する方向へと進んでいる、あるいは事実上、保護していることが明らかとなっている。特に、内密出産に関して、厚労省・法務省が、子どもの権利条約の定めた『できる限り父母を知る権利』を踏まえてガイドラインを策定したことは重要である。

こうしたケースと比較しても、本件のような「赤ちゃん取り違え」事件は、親の意思でも子の意思でもない状況下で、実親と実子が別々に生きる結果をもたらしているのであり、親が子を知る権利、子が親を知る権利を保障することについての障害は少ない上に、権利保障の重要性は一段と重く、その実効的な保障が行政だけでなく、司法にとっても急務であると言わなければならない。

第2 私生活及び家庭生活の尊重の権利（自由権規約17条）

1 日本において直接適用可能な自由権規約17条は、以下のように定めている。

「自由権規約 第17条

- 1 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。」

2 同条文の解釈にあたっては自由権規約と同種の条約であるヨーロッパ人権条約における解釈が参考とされるべきところ、ヨーロッパ人権条約8条は、私生活及び家庭生活の尊重の権利について、次のとおり定める。

「ヨーロッパ人権条約 第8条

- 1 すべての者は、その私的及び家庭生活、住居及び通信の権利を有する。
- 2 この権利の行使については、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全若しくは国の経済的福利のため、また、無秩序若しくは犯罪防止のため、健康若しくは道徳の保護のため、又は他の者の権利及び自

由の保護のため、民主的社会において必要なもの以外のいかなる公の機関による干渉もあってはならない。」

- 3 当該第8条について、ヨーロッパ人権裁判所は、2013年3月26日のゾリカ対セルビア事件（ZORICA JOVANOVIĆ v. SERBIA）において、同条から個人の家庭生活に関するあらゆる調査手続の実効性にまで及ぶ国家の積極的義務が導かれるとの解釈を判示した。

この事件は、1983年10月28日にセルビアの国営病院で男児を出産した申請者が、数日後、病院内で男児と引き離され、10月31日には男児が死亡したと告げられ、その後、一度も男児と会えなくなってしまう、男児の遺体は申請者やその家族に公開されず、死因も不明とされ、検死報告書も提供されず、男児の死亡は公式記録には記録されておらず、申請者の夫が行った刑事告訴も却下されたという事案において、セルビアのヨーロッパ人権条約8条の違反が問題となった。

判決では、両親には「自分の子どもの本当の運命について真実を知る権利」があるとされ、セルビアが、申請者の息子の運命に関して信頼できる情報を申請者に対して提供し続けなかったという理由で、申請者の家族生活を尊重する権利の継続的侵害を行ったと認められたものである。

- 4 本件は、上記事件と異なり子どもの強制失踪の事案ではないが、両親と子どもとが意思に反して引き離され、その後、両親も子どもも病院管理者や国、地方自治体から、引き離された子ども及び両親について信頼できる情報すら得られずに、再会もできずにいるという点においては上記事件と状況は同じである。

ヨーロッパ人権条約8条は日本において国内的効力を有するものではないが、日本において直接適用可能な自由権規約17条の解釈において、同種条約にかかる司法的判断において示された解釈として上記判決を参考とするべきである。

第3 アイデンティティを確立する権利（憲法13条）

以上に論じてきたことから明らかなように、子が出自を知るということは、人間としてのアイデンティティを確立する行為であり、あらゆる人権の出発点になることである。ヨーロッパ人権裁判所も、子が出自を知る権利に係る判断において、上述のとおり、アイデンティティを確立することの重要性を強調しており、アイデンティティを確立することが、子が出自を知るということの意味の核心であると考えべきである。

アイデンティティを確立する権利に対する侵害は、子が親によって養育される権利とは異なり、子が成人し、養育される必要がなくなった後であっても継続的な侵害が続いていることとなり、その権利侵害に基づく請求が時効により消滅することもないのである。

そして、憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めているところ、個人がそのアイデンティティを確立することは、「個人として尊重される」ことの最も核心であるといえ、人格権あるいは人格的利益として、さらには「幸福追求に対する国民の権利」として、憲法13条によって保障されている。

このような考察を踏まえると、子が出自を知る権利は、子どもの権利条約に明文で定められている権利であるが、同時に憲法13条が保障する個人として尊重される権利、幸福追求権から直接に導かれる権利であることが分かる。

第4 被告の調査義務

以上の「第1」ないし「第3」で検討したとおり、子が出自を知る権利（憲法13条、子どもの権利条約7条）および私生活及び家庭生活の尊重の権利（自由権規約17条）の侵害が生じている場合には、国及び地方自治体は、その権利侵害を救済しなければならない（自由権規約2条）。そして当該救済義務の履行として、被告には原告の出自について調査する義務が導かれるのである。

また当該調査義務は、第1条において「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と定め、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の国内的实施の一つとして改正された児童福祉法の趣旨からも実施が求められる。

当該調査義務を履行するために、被告は、墨田区に対する戸籍法10条の2第2項に基づく公用請求（甲42）、墨田区個人情報保護条例16条に基づく情報提供請求（保有個人情報の外部提供。甲43）、又は墨田区情報公開条例第5条に基づく情報公開請求（甲44）のいずれかの方法により、墨田区に対し、本件産院の所在する墨田区が保管する戸籍受付帳および出生届に記載されている「原告の生物学上の親ないし当該親が死亡している場合のその相続人を特定するための手がかりとなる情報」の開示を求めなければならない。

以上